

## 個人情報保護委員会（第240回）議事概要

- 1 日時：令和5年4月26日（水）14：30～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、栗原参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官
- 4 議事の概要
  - (1) 議題1：厚生労働省（国家資格等の登録等に関する事務（医師等7資格、管理栄養士、薬剤師、介護福祉士））の全項目評価書（初回の評価）について  
個人情報保護委員会議事運営規程第9条の規定に基づき、厚生労働省山内参事官及びデジタル庁上仮屋参事官が会議に出席した。  
厚生労働省山内参事官から、資料に基づき全項目評価書について説明があった。  
大島委員から「オンラインでのマイナポータルを使用した申請、窓口等での紙による申請について、特定個人情報を入手する場面で、特定個人情報の漏えい等をどのように防止するのか、具体的なリスク対策を説明いただきたい」旨の発言があった。  
これに対し厚生労働省山内参事官から「オンライン申請による申請情報の入手の場合、本人からマイナポータルを経由した国家資格等情報連携・活用システムへの連携に係る通信について、暗号化された通信経路を使用し、マイナポータルには情報等は保管されない。窓口等での紙申請による入手の場合、原則として本人から直接申請書類を受け取ることとし、処理が完了次第、簿冊につづり、速やかに施錠管理ができる場所で保管する。施錠管理は責任のある職員が管理を行う。経由機関からの申請書類等の入手は、原則として追跡可能な手段とする」旨の回答があった。  
藤原委員から「管理栄養士名簿ファイル及び介護福祉士登録名簿ファイルについて、紙申請は情報の入力作業を委託しているが、委託・再委託は、最も多く問題が生じているところと認識している。委託先事業者に特定個人情報を不正に使用させないために、どのような対策を講じているかを具体的に説明いただきたい」旨の発言があった。  
これに対し厚生労働省山内参事官から「管理栄養士名簿ファイルについては、委託先の選定に当たって、全ての作業における委託従事者の作業場所を限定して行うこと、データ管理に関して、入力場所は生体認証による入室管理ができる体制を整備していることなどの基準を定めており、不正な

使用ができない保護管理体制の確認を行う。情報の管理の状況については、書面による報告を求め、必要に応じて、調査を行うことで適切な取扱いが行われていることのチェックを行う。介護福祉士登録名簿ファイルについては、委託先による作業は、あらかじめ特定個人情報を取り扱う場所と取扱者を限定し、管理状況や実施体制について、適宜報告を受け、取扱状況のチェックを行う」旨の回答があった。

藤原委員から「再委託については、どのような扱いとしているか」旨の質問があった。

これに対し厚生労働省山内参事官から「管理栄養士名簿ファイルについては、原則として再委託は行わないが、再委託を行う場合は、再委託契約に委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を盛り込む、委託先事業者は、定期的又は必要に応じて、再委託先事業者に作業の進捗状況等の報告を行わせる等、再委託業務の適正な履行の確保に努めるといった措置を講ずる。介護福祉士登録名簿ファイルについても、同様である」旨の回答があった。

藤原委員から「漏えい等のリスクという点からみると、委託先・再委託先の関係、原則と例外の取扱いが不適切である、委託元に最終的な監督責任があるにもかかわらず、その監督が不十分であるなどといった事案が多々発生しているため、是非、監督をよろしく願いたい」旨の要請があった。

これに対し厚生労働省山内参事官から「いただいた指摘を踏まえ、しっかりと対応していく」旨の回答があった。

浅井委員から「管理栄養士名簿ファイル及び介護福祉士登録名簿ファイルにおいては、電子記録媒体での特定個人情報の取扱いがある。電子記録媒体の使用に当たり、漏えい等を防止するためにどのような対策を講じているか、具体的に説明いただきたい」旨の発言があった。

これに対し厚生労働省山内参事官から「管理栄養士名簿ファイルについては、利用する電子記録媒体は、施錠可能な保管庫に保管の上、媒体管理簿で管理し、国家資格等情報連携・活用システムへの登録が完了次第廃棄する。また、保存時はデータの暗号化を行う運用とする。介護福祉士登録名簿ファイルについては、使用する電子記録媒体は、データの暗号化を行い、入退室制限等をした管理区域内から電子記録媒体を持ち出すことを禁止する。特定個人情報が記録された電子記録媒体は、取扱者を限定し、利用目的を報告した上で利用させ、利用終了時にはデータが残っていないことを報告させ、確認する」旨の回答があった。

高村委員から「クラウドサービスの手配と、国家資格等情報連携・活用システムの設計・構築はデジタル庁で行うが、実際にシステムを利用することになるのは、厚生労働省をはじめとした各資格管理者である。仮に漏えい等が発生した場合、厚生労働省とデジタル庁は、それぞれどのような要因であ

れば責任を負うことになるのか。責任の所在の境目となる分界点を具体的に説明いただきたい」旨の発言があった。

これに対し厚生労働省山内参事官から「国家資格等情報連携・活用システムは、ガバメントクラウド上に構築するが、当該クラウドへの接続までを厚生労働省の責任で行い、資格管理事務担当者による不正やアカウント管理の不備等に起因して発生した場合には、厚生労働省の責任となると認識している」旨の回答があった。

続いて、デジタル庁上仮屋参事官から「システムの開発・構築においては、万全のセキュリティ対策を講じるが、万が一、システムやガバメントクラウドが提供する各種サービス自体の脆弱性に起因して発生した場合は、デジタル庁に責任の所在があると考えている。万が一の場合は、厚生労働省と緊密に連携し、原因を速やかに究明して、解決することに努めたい」旨の回答があった。

丹野委員長から「今般、既存の資格情報を個人番号と紐付け、新たに特定個人情報ファイルとして管理することになるため、特定個人情報の適切な管理を厳格に実施し、漏えい、不正な取扱いがないように是非とも徹底していただきたい。藤原委員からも再委託について質問があったが、その点も含め管理を厳格に実施し、徹底していただきたい」旨の要請があった。

厚生労働省山内参事官及びデジタル庁上仮屋参事官は退席し、続いて事務局から資料に基づき全項目評価書の審査について説明を行った。

丹野委員長から「今国会では、理容師・美容師等の国家資格等、また自動車登録等に係る許可等に関する事務について、マイナンバーの利用を可能とする改正法案が、今まさに審議されており、法案が成立した場合は、国家資格管理事務については、今後も各資格管理者から委員会の審査が必要となる評価書が提出されることが見込まれる。委員会としても引き続き丁寧に審査することが肝要である」旨の発言があった。

本評価書について承認され、厚生労働大臣に対し、評価書が承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することとなった。

(2) 議題2：地方公共団体における個人情報保護法施行条例の整備状況に係る調査結果等について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

丹野委員長から「今回、個人情報保護法施行条例の整備状況に係る調査結果の確定報に接し、ほとんどの地方公共団体において、昨年度内に法施行条例等の措置が完了し、4月1日時点で施行されているという結果になり、御尽力いただいた地方公共団体の皆様に対して改めて御礼申し上げます。一方、4月1日時点で法施行条例等の措置がなされていない一部事務組合が少数

ながら存在したことは、個人の権利利益を保護するという個人情報保護法の目的に鑑みると、残念な結果である。事務局においては、法施行条例等の措置がなされていない残りの団体においても早急な対応がなされるよう、引き続き、個別に働き掛けを行っていくようお願いしたい。また、改正法の施行を『出発点』として、全ての地方公共団体における適正かつ円滑な形で法の運用を確保するため、今後とも、伴走型の支援を行っていくようお願いしたい」旨の発言があった。

原案のとおり、進めることとなった。

(3) 議題3：オプトアウト届出事業者に対する実態調査の結果及び今後の対応について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

小川委員から「オプトアウト届出事業者は、原則として必要な本人同意を得ずに、個人データを第三者に提供することが、例外的に認められている。今回実施したオプトアウト届出事業者に対する実態調査においては、一部の事業者において、回答が無いなど適切な対応を行っているか不明確とのことであった。そのため、このような事業者等に対しては、適切にフォローしていただき、注意喚起を行うとともに必要であれば権限行使等を検討していただきたい」旨の発言があった。

梶田委員から「令和5年3月17日に、犯罪対策閣僚会議が策定した『SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン』において、個人情報保護委員会として『従業員教育等安全管理措置の徹底等の個人情報の適正な取扱いの確保を図るべく、業界団体等への働き掛け等、様々なチャンネルを通じた広報・啓発を更に推進する』こととされている。それを踏まえて2点申し上げる。1点目は、今般の調査結果を踏まえた通知により、各省庁や地方公共団体を通じて、所管団体や事業者等に対する周知及び働きかけをしっかりと行うよう依頼していただきたい。2点目は、各省庁や地方公共団体自身においても、個人情報の適正な取扱いが必要であり、その点についても周知を行い、個人情報の適正な取扱いについて、周知徹底の強化を図ってほしいと思う」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

(4) 議題4：監視・監督について

※内容について非公表

以上